

『日本教育史資料』における「郷学」概念の成立と変容

教職開発コース 森田智幸

Conceptual transformation of 'Gōgaku' in the "Nihon-Kyouikushi-Shiryō"

Tomoyuki MORITA

This paper illuminates some historical aspects of the concept of 'Gōgaku' in the process of editing "Nihon-Kyouikushi-Shiryō" and clarifies what the historical process of it the Ministry of Education described in order to raise some issues for further discussion. This paper takes the following three points into consideration: first is that 'Gōgaku' was embedded in various case not classified in schools of feudal domains (han-ko) or private schools and academies (terakoya and shijuku) when "Nihon-Kyouikushi-Shiryō" was published, though the concept of 'Gōgaku' was found in the process of editing. This is because "Nihon-Kyouikushi-Shiryō" was edited for depicting the history that 'Gakusei' was adopted as the period of renovation of education in Japan. Secondly, according to original document, 'Gōgaku' was established with a mission for building new society that was not assumed in "Nihon-Kyouikushi-Shiryō". Thirdly, we have to explore the history of 'Gōgaku' as a history of the education of post elementary level.

目次

- 1 研究の主題と方法
- 2 「郷学」概念の成立と変容
 - A 「郷学」概念の成立
 - B 「郷学」概念の拡張
- 3 修史事業としての「教育沿革史」の編纂
- 4 「郷学」の実際
 - A 『史資料』における記述
 - B もう一つの「一新」
 - C 「学制」後も存続する機関
- 5 「郷学」研究の今後の課題

1 研究の主題と方法

本論文の主題は、『日本教育史資料（以下、史資料）』第三冊巻九「郷学」の成立過程と記述について、「郷学」概念の発見の歴史として再検討することを通して『史資料』における「郷学」概念の特質を明らかにし、「郷学」に関する発展的議論のための課題提起を行うことにある。

『史資料』は「学制」以前の教育に関する史料集である。文部省は1883（明治16）年、「教育沿革史」編纂を企図し、史料の収集を開始した。史料収集の結果、「沿革史」としては編集しないまま、1889（明治22）年の第一冊刊行を皮切りに1890（明治23）年にかけて全九冊構成で刊行された。「郷学」概念は史料

収集過程において事例を分類する際に、「藩立学校」、「家塾」、「寺子屋」に分類できない学校として創出された概念であった¹⁾。以後、石川謙（1927）により『史資料』掲載数以上の「郷学」の事例が発掘され²⁾、また、1970年代から80年代に展開された「第三種郷学」概念をめぐる論争の中で多数の事例研究がなされる³⁾など、『史資料』に掲載されている事例はごく一部のものであることが確認されている。『史資料』を用いて「郷学」を対象とした研究を行うことには、収録事例が一部に限られていることから史料上の限界があると言えよう。

収録事例が限られていることに加えて、『史資料』における「郷学」概念の特質がどのようなものであったのかという史料上の問題がある。『史資料』における「郷学」概念の特質として、先行研究では、当時の文部省による概念規定のあいまいさを指摘してきた。『史資料』を対象とした史料分析を最初に行ったのは日本教育史研究会による『「日本教育史資料」の研究』（1986）である。日本教育史資料研究会は、「教育沿革史」編纂当初「郷学」という概念が存在しなかったこと、「郷学」概念は当初「明治初年」における「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立されたものとして定義されたこと、『史資料』巻九「郷学」が刊行された際には「明治初年」における「郷学」以外の事例も含まれていたことを明らかにしている⁴⁾。

しかし、史料収集過程において「明治初年」におけ

る「郷学」が創り出され、刊行時にはそれ以外の事例も収録されたという事実は、文部省による概念規定のあいまいさとしてだけでなく、そのことがもつ機能や意味に着目して検討する必要がある。『史資料』には刊行時、「明治初年」の「郷学」に限らず様々な事例が収録されている。事例を混在させた『史資料』の刊行により「郷学」概念が帯びた意味について検討することは、「郷学」を対象とした研究を今後展開する上で欠かせない作業となる。「郷学」に関する研究史の整理を行った入江宏(2009)も、多数蓄積されてきた研究が「郷学」概念の検討や整理を行ってこなかったことを指摘している⁵⁾。にもかかわらず、『史資料』を対象とした「郷学」概念の特質をめぐる研究は未だ十分になされていない。『史資料』における「郷学」概念は「郷学」のどのような特徴を浮かび上がらせているのか。先行研究は『史資料』上の「郷学」概念をどのように継承し、何を明らかにしようとしてきたのか。その整理を踏まえた上で、「郷学」を対象とした発展的な議論を展開する必要があるだろう。本論文は、『史資料』を「郷学」の実態を探る史料として用いるのではなく、「郷学」概念の歴史的特質を明らかにするための史料として用いる。分析を通して、『史資料』や先行研究が描けなかった「郷学」の側面について今後の課題として提起したい。

本論文は3つの課題を設定したい。1つ目は、『史資料』巻九「郷学」にはどのような事例が収録されているのかを明らかにすることである。「郷学」概念は当初「明治初年」の「地方有志者」や「町村の協同」により設立された教育機関として、設置時期と設置主体により定義された。しかし、実際に掲載された事例にはそれ以外の事例も多数含まれていた。2つ目は、『史資料』巻九「郷学」が様々な事例を含んで掲載されたことについての意味について明らかにしたい。当初の発見から時期、設置主体の点で拡張されて刊行されたことは、どのような「郷学」像を作り出すのか。この問いについて、『史資料』の成立過程を検討すること、『史資料』の記述と実際の事例との差異を検討することを通して明らかにしたい。最後に、先行研究を「郷学」の再発見の歴史として整理し直し、課題提起を行いたい。

2 「郷学」概念の成立と変容

A 「郷学」概念の成立過程

『史資料』は「教育沿革史」の編纂を目指した文部

省による史料収集の成果として、1890(明治23)年7月に「編史ニ着手スルヲ得」ないまま史料集として刊行された。『史資料』は1889(明治22)年の第一冊を皮切りに、「諸藩之部」、「幕府之部」、「私塾寺子屋」の分類で刊行されたが、「諸藩之部」の各藩別の記録のあとに添付されたのが巻九「郷学」であった。この「郷学」概念は、史料収集過程において創出されたものである。しかし、『史資料』刊行時においては当初の「郷学」概念からは拡張して多数の事例が掲載されることになった。

「教育沿革史」の編纂は、まず史料収集から始まった。史料収集の過程で、文部省は府県から収集された多くの史料を分類した。収集過程における分類の際には、収集開始時とは異なるカテゴリーが必要になった。その際、新たに生み出されたカテゴリーが「郷学」である。

1883(明治16)年2月5日、文部省は文部省達第一号「教育沿革史編纂ニ付学制沿革取調差出」により「教育沿革史」編纂のための史料収集を各府県に命じた⁶⁾。本布達によると、「教育沿革史」編纂開始時には「郷学」カテゴリーは存在しなかった。文部省達第一号では、「藩立学校」、「藩邸内ノ学校」、「家塾寺子屋」の3つのカテゴリーで調査が依頼されている⁷⁾。

調査資料が収集されると、上記の3カテゴリーでは分類できなくなった。1889年(明治22)年の「官報」一八三四号では以下のような分類が提案されている。

第一ハ徳川幕府ノ直轄ニ属スル学校及各地ノ奉行所代官所等ノ設立セル学校ニ係リ。第二ハ諸旧藩の本領又ハ支領ノ藩立学校若クハ郷学校ニ係リ。第三ハ幕府旗下及藩士ノ私設学校ニ係リ。第四ハ全国各地ノ家塾寺子屋ニ係リ。第五ハ某々ノ県内ニ於テ明治初年ニ当リ地方有志者ノ尽力又ハ町村ノ協同ヲ以テ立テタル郷学ニ係ルモノナリ⁸⁾。

この時点での分類では、幕府直轄もしくは奉行所代官所による学校、旧藩の領内における「藩立学校」と「郷学校」、家塾と寺子屋、そして「明治初年」に「地方有志者」や「町村の協同」により設立された「郷学」の5つで分類されていた。「郷学」という言葉は2種類の言葉として使用されている。一つは「旧藩」領内に設置された「郷学校」、もう一つが「明治初年」に「地方有志者」や「町村ノ協同」によって設立された「郷学」である。

着目したいのは後者の「郷学」である。「第五」と

して示された「郷学」は、時期と設置主体において区別され、「明治初年」における有志者や町村による自生的な教育機関の設立事例として発見されている。「藩立学校」と「家塾寺子屋」の調査を依頼した文部省は「明治初年」に「藩立学校」や「家塾寺子屋」には分類できない教育機関を発見した。その際の一つが「明治初年」の「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立された教育機関であった。

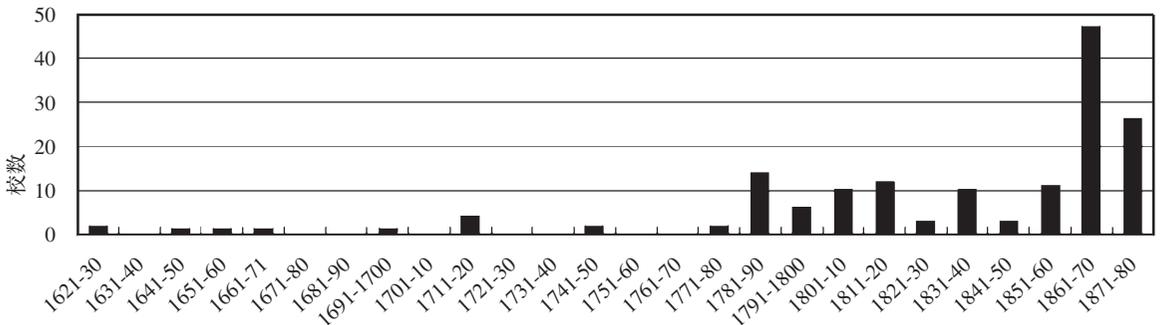
B 「郷学」概念の拡張

「教育沿革史」編纂に向けた史料収集の過程において「郷学」は設置時期と設置主体の観点から、「藩立学校」と「家塾寺子屋」とは異なるものとして発見された。しかし、『史資料』巻九「郷学」として刊行される際、「旧藩」領内に設置された「郷学校」、「明治初年」に「地方有志者」や「町村ノ協同」によって設立された「郷学」だけでなく、先の「官報」において

「第三」として示されている「私設学校」や「第一」とされている直轄の学校とも解釈できる事例が同時に掲載された⁹⁾。この事実は、史料収集過程における「第五」の分類としての「郷学」は、『史資料』刊行時には大きく拡張されたカテゴリーへと変容したと解釈できる。以下では『史資料』巻九「郷学」を対象として、「郷学」として収録された事例の傾向について、設置時期と設置主体に着目して検討する。

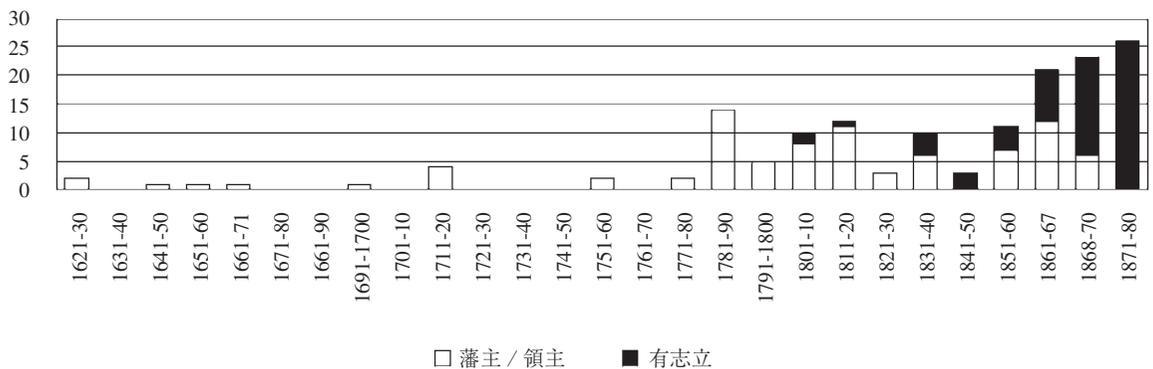
設置時期と設置主体に着目するのは、『史資料』における「郷学」概念が設置時期と設置主体に着目して発見されたものだからである。米山（1986）は、文部省により示された分類について、論理的に考えたときには「明治初年」の「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立された「郷学」しかまとまりとして認識することはできないこと、この「郷学」概念が設置時期と設置主体によって認識されていたことを指摘している¹⁰⁾。

表1 『史資料』巻九「郷学」収録事例数の変遷



『史資料』巻九「郷学」より筆者作成

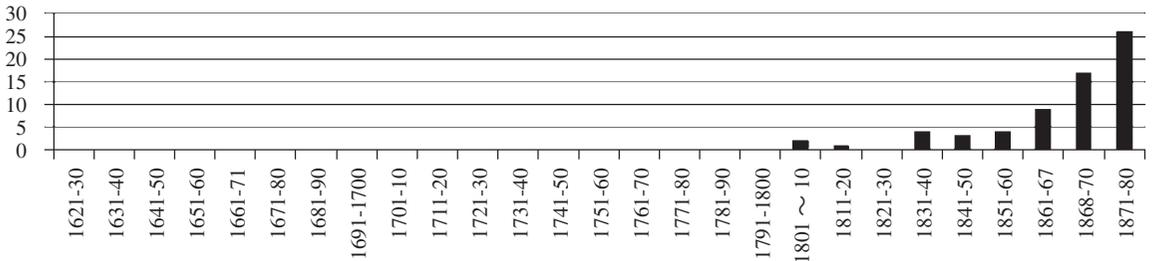
表2 設置主体別『史資料』収録事例数



□ 藩主/領主 ■ 有志立

『史資料』巻九「郷学」より筆者作成

表3 「有志立」の「郷学」



『史資料』巻九「郷学」より筆者作成

『史資料』巻九「郷学」には34国279事例が掲載されている。279事例の中で、124事例が備前国の閑谷学校、手習所の事例である。備前国の事例をそのままカウントすると、設置時期の傾向に偏りが生じてしまうため、備前国の事例を1事例としてカウントした。、『史資料』掲載事例数を設置時期の側面からグラフ化したものが表1である。

収録された事例を設置時期から検討すると、先の米山が指摘しているように、『史資料』刊行時には「明治初年」以外の時期に設立された「郷学」も多数収録されている。設置時期が最も古い事例は寛永年間(1624-1645)に設立された肥前国の羽白館(または謹申堂)の事例であり、最も新しい事例は1872(明治5)年に設置された多数の事例である。

収録された事例を設置主体の側面からグラフ化したものが以下の表2である。「地方有志者」や「町村ノ協同」による設立と読み取れる事例を「有志立」、それ以外の藩主や領主、藩士により設立された事例を「藩主/領主」とした。

設置主体別に見たとき、『史資料』刊行時には「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立された事例だけでなく、藩主や領主が設立した事例も掲載されている。2つのグラフが示すように、収集過程において「明治初年」における「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立された教育機関として発見された「郷学」は、刊行時には設置時期について1620年代までさかのぼるように拡張され、設置主体としては藩主や領主が設立したものにも拡張された。

しかし、同時に2つのグラフは、「有志立」の教育機関が「明治初年」になるにつれて急速に増えていることも読み取れる。「有志立」の事例だけについてグラフ化したものが表3のグラフである。

設置主体、設置時期の両者から見たとき、「有志立」

の教育機関が「明治初年」にかけて急速に増えていることは明らかであり、文部省が「有志立」の教育機関を一つの分類として認識したことは不自然ではない。

しかし、『史資料』刊行の際には、「郷学」として上記に見たように1620年代から1872年までの、様々な設置主体による教育機関が掲載された。この「郷学」概念の拡張はなぜ行われたのだろうか。また、「郷学」概念が拡張されることは以後描かれる歴史にどのように機能したのだろうか。

3 修史事業としての「教育沿革史」の編纂

「郷学」概念の拡張の理由の一つを、「教育沿革史」編纂が修史事業として行われていたことに求めることができる。『史資料』は「教育沿革史」編纂を目的とした史料収集の結果刊行された史料集であり、「教育沿革史」編纂は、文部省による初めての「教育沿革ノ史」と位置づけられていた。

しかし、「官報」を通して『史資料』の成立過程を分析した関山邦宏(1986)も指摘するように、実際には1877(明治10)年3月に『日本教育史略』が刊行されており、初めての「教育沿革ノ史」というのは難しい¹¹⁾。どのような意味で初めての「教育沿革ノ史」であったかについては「官報」の報告をたどることにより明らかになる。「教育沿革史」編纂の目的について文部省は1886(明治16)年12月7日の「官報」一三四号において以下のように記している。

明治五年学制頒布以来大ニ我カ邦教育ノ面目ヲ一新シ、十二年更ニ教育令ノ頒布アリ。尋イテ十三年之カ改正ノ挙アリシヨリ、初版ノ学規漸ク整理シ、教育ノ基礎略確定セリ。然レトモ顧ミテ、往時ニ廻ルニ当時ノ学政、及教育ノ目的其ノ他教科用書、授

業ノ方法等ハ果シテ如何ナル状情ナリシヤ。(中略)我カ邦未タ嘗テ教育沿革ノ史アラス。文部省夙ニ此ノ歎ナキニ非スト雖モ、教育改張ノ事業尚ホ勦始ニ属シ、施設ノ事項亦繁劇ナルヲ以テ、未タ是ノ拳ニ着手スルノ暇アラサリシカ、本年二月創メテ此ノ件ヲ各府県ニ達シ(以下略)¹²⁾

「官報」一三四号によると、文部省にとって初めてだったのは「学制」を時期区分として採用した歴史を描くことだった。「官報」一三四号からは、「教育沿革ノ史」が存在しないのではなく、「学制」を「一新」の転換点とする「教育沿革ノ史」が存在しないという文部省による認識を読み取れる。「教育沿革史」の編纂は「学制」による教育の「一新」を描くことを目的とした修史事業だった。

このことを最もよく表すのが、『史資料』巻九「郷学」には「学制」頒布より後に設置された教育機関は掲載されていないことである。掲載事例中、最も遅く設立された事例は1872(明治5)年10月の信濃国の県学である¹³⁾。信濃国の県学は「明治六年五月学制ニ基キ改メテ小学ト為ス」と記述され「学制」によって改められたと記述されており、「学制」以前の設立であることを読み取れる。

従来の研究では、文部省による、調査が量的に不十分であり、かつ正確性に欠けるという自覚を根拠として「郷学」の概念規定のあいまいさを指摘していた。文部省は『史資料』刊行の際、調査が十分ではないこと、調査漏れも多数あることを自覚し、また、調査の正確さについても懸念していた。『史資料』第一冊の「日本教育史資料調査の報告」では「学事ノ調査未済ノモノ」、「調査ニ漏レタルモ蓋シ鮮少ナラサル」¹⁴⁾とし、また「緒言」では「資料ノ進達ヲ欠クモノアリ調査ノ精密ヲ欠クモノアリ」¹⁵⁾と述べている。

しかし、「教育沿革ノ史」編纂の目的から「郷学」概念の創出、拡張を読み取るならば、「藩立学校」や「家塾寺子屋」の枠組み内に位置づけられない教育機関が出てきた際に、「学制」以前の「往時」のものとして一括することこそが、編纂の目的の達成としてはふさわしいものだった。

文部省は「学制」を時期区分としてそれ以前の「往時」の「教育沿革ノ史」の編纂を構想した。史料を分類する際には「藩立学校」や「家塾寺子屋」に分類できない事例が多数収集された。この事例を分類しようとしたことが「郷学」概念を創出した。しかし、刊行時の「郷学」概念は、他の様々な事例とともに掲載さ

れ、その他「藩立学校」、「家塾寺子屋」、「幕府直轄学校」に属さない「往時」の学校として拡張された。

4 「郷学」の実際

前章までにおいて、『史資料』編纂に向けた史料収集開始当初の枠組みに分類できない事例が存在し、その事例に対して文部省が「郷学」という名称を与えたこと、一方、「学制」による「一新」の歴史を描くという目的により、「藩立学校」や「家塾寺子屋」に分類できない教育機関を収録する場として『史資料』巻九「郷学」が成立し、新たな発見はその中に混在することになったことを明らかにした。

第二章表3がしめすように、「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立された教育機関は「明治初年」にピークを迎える。「明治初年」に設置された事例は、『史資料』の中で「学制」により「一新」された1620年代から続く「往時」の教育機関として掲載された。本論文が着目したいのは、これら教育機関は設立の際に理念を掲げて設立されていたという事実である。その理念に基づいた教育は「学制」以後、初等教育とそれ以上の教育という水準、公と私という領域において分化するものを含みこんで構想されていた。

A 『史資料』における記述

『史資料』の記述によると、「学制」頒布の際にとられた対応として最も多かったものは廃止、小学校に改めるというものである。備前国の手習所の事例を除いたときに掲載事例中最も多く事例が掲載されているのが旧神奈川県域の事例である。

相模国と武蔵国がまたがった旧神奈川県域の事例を見てみると、掲載事例すべてが1872年までに設立された事例であり、どの事例も「学制」により廃止されるか、小学校へと改められるかという記述にされている。『史資料』の記述では、13事例中11事例が「小学校」設置のために「廃止」、または「小学校」に「改める」という表現を用いている。残りの2事例については、ただ「廃止」とだけの記述だが、廃止時期が「明治6年」とされている点、「学制」に基づいた「神奈川県小学教則」が1873(明治6)年に各地に伝達されている点から、2事例についても「小学校」の設置のために「廃止」されたことを推測することができる。「沿革要略」における記述は、「学制」による「一新」を伝えるものとなっている。例えば、三浦郡浦賀町の東岸郷学校、西岸郷学校は「明治6年7月学制頒布

小学設置につき廃止¹⁶⁾と記述され、愛甲郡厚木町の成思館は「明治6年5月公立小学成思館と改める」¹⁷⁾、南多摩郡小野路村の小野郷学は「明治6年3月学制頒布につき協議し廃校」¹⁸⁾と記述されている。

しかし、旧神奈川県域の事例の実際に残された史料からは、『史資料』編纂の当初の目的である「往時」の教育とは異なる教育を目指して設立され、その教育が「学制」により廃止や改めることを通して再度「一新」されるという歴史を読みとることができる。

B もう一つの「一新」

小野郷学¹⁹⁾は、1871(明治4)年1月28日、周辺の村々の名主、年寄層らによる結社「扶義同盟」を中心として南多摩郡野津田華厳院に開校した²⁰⁾。『史資料』が「協議ニヨリ閉校」と記述している²¹⁾ように、小野郷学は「学制」を受けて1873(明治6)年3月に小学校設置に向け「解体」される。1873(明治6)年3月の「小野郷学解体御届」では以下のように「解体」の事情を届け出ている。

片命郷学設立、経史ヲ以講義解説、老幼教育罷在候処、今般学則御一定、小学校御取設相成候上ハ、旧来之学観ニ拘泥罷在候而ハ、子弟之開花進歩ヲモ阻隔致候程相当候ニ付、是迄之郷学速ニ解体、村々小学校取設、御布告之学観遵守、開化之一般判然相見候様仕候心得ニ御座候、此段御届申上候、以上

小野郷学²²⁾

「御布告」を受けて郷学の実践は「旧来之学観」と位置づけられた。「解体御届」には『史資料』と同様の「学制」を時期区分とした歴史を読み取ることができる。

しかし、小野郷学設置の際に周辺町村に対して出した「郷校趣意書」では、小野郷学の設立がその時点での理念を掲げた新しい実践であったことが述べられている。「郷校趣意書」における小野郷学設立の目的は、「王化」以前には「従学」しなかった「偏僻ノ民」に対しても、「幼」から「老」に至るまで「従学」の機会を用意しようとして設立されたものであった²³⁾。

小野郷学における教則は「素読」、「習字」、「算術」で構成されていた。教則では「素読」課程の改革を目指していた²⁴⁾。「素読」は「句読科」と「解説科」の二科に分けられ、「句読科」では「下級」に「孝経」、「大学」、「中等」に「論語」、「孟子」、「上等」に「書経」、「礼記」を、「解説科」では「下級」に「孝経」、「五

一覽」、「中級」に「小学」、「十八史略」、「三鏡」、「上級」に「論語」、「神皇正統記」、「万国史略」を学ぶことと定めている。教則を記した「三科分級書目」は「解説」の重要性を指摘している。従来²⁵⁾の学び方を「四書五経ヲ以テ通読スレトモ是カ為ニ多ク月日ヲ費」してしまうものと批判し、「句読」から「解説」へと展開される課程を構想したと主張する。「解説科」は書籍を「解ス」ことをせず「句読」しつづける弊害を克服するために設置された。「幼」から「老」に至るまで、書籍を「解」して読むことを目指した機関であった。

1871(明治4)年6月21日に東浦賀の有志が「発起人」、「周旋人」となって設立された三浦郡浦賀町の東岸郷学校にも同様の展開を読み取ることができる。東岸郷学校は1873(明治6)年5月に「学制」を受けて「小学舎」に向けて「改而開業」することになる²⁵⁾。しかし、設立時には「郷学社基立序(以下、基立序)」において理念を掲げていた。「基立序」によると、郷学の設置は、「下民」に「学問」の機会を与える手段であった。その目的は、「下民」を含めた「老幼貴賤無差別」の「万民」が「上下和睦一致」し、「万民自由保全ノ道理」と「人生ノ美事」、「国家ノ幸福」を達成することにある。東岸郷学校は、「万民」を対象とし、「孝悌忠信」、「人ノ為人所以ノ道」、「事物ノ条理」を「学問」を通して「研窮」する機関と位置付けられている²⁶⁾。

小野郷学、東岸郷学校は新たな理念を掲げて設立された。小野郷学は「従学」の対象を広げることが説かれ、東岸郷学校は「上下和睦一致」することを「万民自由保全ノ道理」として理念を掲げていた。小野郷学、東岸郷学校では「学問」、さらには「研究」の場として設置された。これに対して「学制」を踏まえて神奈川県により作成された小学校の教則は、「手習所師匠」に対して翻訳教科書を使用するよう指示したもので、すなわち漢学の根絶という内容の廃止を求めたものであり、「手習所」の水準の教育を求めたものだった。「万民」に対する共通の教育を構想した際、水準において大きなずれがあった。「学制」は「学問」、「研究」の機関としての性格をもった教育課程を基礎教育とそれ以上の教育として、すなわち水準面において分化したといえよう²⁷⁾。

このことをさらに裏付ける事例として、『史資料』に掲載されている事例の中でも、「学制」後も存続する事例を挙げることができる。これらの記述の特徴は、「学制」後、「私塾」、「私学」となったと記述されていることである。

C 「学制」後も存続する機関

高座郡羽鳥村（現藤沢市）の読書院は、1872（明治5）年3月、名主三鶯家が、武州品川駅在池上村の本門寺で寺侍をしていた小笠原東陽を教師として招聘し開設された²⁸⁾。

教師小笠原東陽は、読書院の設立を以下のように振り返っている。

羽鳥邑ノ耕余塾ハ、明治五年ニ創ム。初メ読書院ト称スルハ是ナリ。（中略）余村豪三鶯氏ノ招キニ応シ、来リ村ノ廢刹徳昌院ニ寓ス。因リテ邑俗ヲ察スルニ、貧戸因ツテ、柔情ニシテ浅慮、ソノ中ニ黠者有リ、衆ヲ煽リ健訟シ、以テ私利ヲ謀ル。其ノ敗ヲ取ルニ及ンテ、田園益々荒廢ス。妻子「饑寒」、慘状言フヘカラス。余謂ハク是豈人ノ罪ナランヤ。教ヘ無キノ致ス所ナリ²⁹⁾

この回顧に出てくる「耕余塾」とは、明治30年代まで藤沢地域に存続した教育機関である。読書院は羽鳥小学設立以後も存続していた。『史資料』の記述では、読書院における「学制」に対する対処について、「学制頒布ニ遇ヒ、明治六年二月命ニヨリ羽鳥小学トス」³⁰⁾と記述しており、羽鳥小学に改めたと解釈できる記述になっている。

読書院は「寺子屋ヲ兼」³¹⁾機関として設立されたが、読書院の教育課程において何が羽鳥小学となり、何が私塾耕余塾となったのかについては、今後検討する必要がある。本論文で着目したいのは読書院が「私塾」として存続したことであり、『史資料』には私塾や私学として残ったことを読み取れる事例がほかにも掲載されていることである。

1869（明治2）年に設立された弘前藩の東奥義塾の記録は、「学制」後の展開について1883（明治16）年に至るまでの記録を掲載している³²⁾。東奥義塾は「学制」以後、有志による結社が中心となって「私学」として維持されたと記録されている。1853（嘉永6）年10月に設立された備中国、旧一橋藩領後月郡西江原村の興讓館は『史資料』上では1871（明治4）年に「私塾」として存続したことが記録されている。「学制」以後小学校の成立により切り離された「郷学」での教育は公教育制度上、「私」の領域で存続したのである。

5 「郷学」研究の今後の課題

以上みてきたように、『史資料』編纂過程において

「藩立学校」、「家塾寺子屋」、「幕府直轄学校」のどれにも分類できない事例として「郷学」は発見された。発見された「郷学」は、刊行時には1620年代から1872年という時期の広がりと同様な設置主体という広がりを持ち、明確な概念としてとらえることが難しくなった。「郷学」概念の広がりには、「学制」を時期区分とした「教育沿革ノ史」編纂という目的により「往時」の教育としてまとめられたためであった。本論文では、「郷学」の概念規定のあいまいさとしてとらえるのではなく、「往時」の教育としてまとめられたことを重視する。

「郷学」を対象とした先行研究は、『史資料』において「往時」の教育としてまとめられた「郷学」に様々な要素を再発見したものといえる。「郷学」を対象とした研究については、1920年代以後蓄積された石川謙による一連の「郷学」研究、1970年代から80年代における「第三種郷学」概念をめぐる論争の2つのピークがある。

第一のピークは、「学制」頒布以前における教育を対象として「学制」以後の教育につながる近代性を発見した。『史資料』が刊行時に「往時」の教育機関として「郷学」を位置づけたのに対して、石川は「郷学」に近代との連続性を見ていた。石川は著書『日本庶民教育史』（1929）の中で、「学制頒布以前の、江戸時代の教育」と、「それ以後の教育」との間における「文化的・事実的連続」を明らかにすることを目的としていた³³⁾。石川が見た近代性は「学制」以後小学校へと引き継がれるものだった。石川は、郷学を「藩学の延長としての郷学」と「庶民教育機関としての郷学」の2つのカテゴリーに分類し、「庶民教育機関としての郷学」を「藩塾」と「寺子屋」とを「統合」し、「明治時代の『小学校』」へつなぐ教育機関として位置付けた。

第二のピークは、津田秀夫による「第三種郷学」概念の提起をきっかけとしたものである。津田は、「第三種郷学」を「民衆の自主性や内発性が出発点になった公的教育運動の所産」ととらえ、平野の含翠堂を対象とした事例検討を行った³⁴⁾。「郷学」が「民衆運動」（梅村佳代）の原点として再発見されたといってもいいだろう³⁵⁾。

2つの研究は、『史資料』における「郷学」概念の問い直しを特に必要としていない。石川による「郷学」の研究は、『史資料』に掲載された事例の中でも「小学校に改める」という記述が多い点に着目し、「往時」のものとしてまとめられていた事例の中から「小

学校」につながる側面の歴史を「実科的展開」の歴史として描き直すという研究だったと言える。一方、「第三種郷学」論争は、「地方有志者」や「町村ノ協同」という設置主体に着目し、「郷学」の設置の自律性を抽出しようとするものであった。史料収集過程における文部省による「郷学」の発見、すなわち「明治初年」における「地方有志者」や「町村ノ協同」により設立された「郷学」の発見を第一の発見とするなら、2つの研究はそれぞれ、文部省による概念に基づき小学校の設立基盤、「民衆運動」の原点を再発見した研究と言えよう。

しかし、本研究の事例が示すように、「往時」の教育機関とは異なる事例、また、文部省による設置時期、設置主体における新しさだけでは描ききれない事例が存在した。それは新たな理念と教則を掲げて設立され、のちの小学校には引き継がれない理念と教育を構想した事例だった。この視点から見ると、「学制」はこれらの事例を分化するものとして機能していた³⁰⁾。

「学制」以後、小学校に引き継がれなかった理念と教育とを検討するために、「郷学」を身分と職業を超えた共通教養を構想した機関として再定義する必要がある。「学制」以後、公教育制度の構築により、共通教養の構想は「郷学」とは異なる論理によって分化した。今後、この分化の過程を歴史的に叙述することが求められるだろう。本論文では、今後の研究の手がかりとすべき事実を2点挙げた。1点目は、「学制」により小学校の課程と認められなかった水準の教育は小学校に引き継がれなかったこと、2点目は、その過程が「私塾」、「私学」と呼ばれる私的な領域において存続したことである。共通教養として構想された教育において小学校以後のレベル、すなわち初等後レベルの教育については私的な領域に残され、独自の展開を遂げる。今後、事例の研究を通して、初等後レベルの教育の展開を歴史的に叙述することが必要となる。

(指導教員 佐藤 学教授)

注

- 1) 米山光儀 (1986) 『『日本教育史資料』における郷学関係資料の取り扱いについて』日本教育史研究会編 『『日本教育史資料』の研究V』(日本教育史資料研究会) 72-84頁
- 2) 石川謙 (1929) 『日本庶民教育史』刀江書院, 172頁 本稿では1998年に発行された石川謙『日本庶民教育史』(新装版)(玉川大学出版会)を用いた。
- 3) 津田秀夫 (1978) 『近世民主教育運動の展開—含翠堂にみる郷学思想の本質』御茶ノ水書房, 石島庸男『郷学校の組織化過程

よりみたる教育近代化の前提』『教育学研究』第31巻3号, 同「幕末期『堺』の教育構造と郷学書の位置』『日本史研究』第191号, 日本史研究会, 同「後進地号学の二態様—維新期の米沢藩—置賜県の事例—』『日本の教育史』第30号, 1987など。津田, 石島の他にも籠谷次郎「最近の『郷学(校)』の評価について—津田秀夫氏の所説を中心に—」(『日本史研究』第215号, 1980所収)などの研究が多数存在する。

- 4) 日本教育史資料研究会編 (1986) 『『日本教育史資料』の研究』玉川大学出版会
- 5) 入江宏 (2009) 「郷学論」『研究紀要』宇都宮短期大学音楽科, 1-33頁
- 6) 「郷学」概念成立過程については、前掲米山 (1986) が「官報」などの史料を使用して分析している。本研究も米山ら日本教育史資料研究会が発掘した「官報」などの史料に依拠している。ただし米山は文部省の概念規定のあいまいさを指摘するにとどまっている。
- 7) 文部省達第一号「教育沿革史編纂ニ付学制沿革取調差出」1886(明治16)年2月5日
- 8) 「官報」一八三四号(1889年8月)
- 9) 前掲光山 (1986) はカテゴリーについて論理的に検討すると「明治初年」の「郷学」しか意味をなさないことを指摘している。
- 10) 前掲光山 (1986)
- 11) 関山邦宏 (1986) 『『日本教育史資料』の編纂経緯—「官報」搭載文部省報告を中心として—』日本教育史資料研究会編 『『日本教育史資料』の研究』(玉川大学出版部) 69-106頁
- 12) 「官報」一三四号(1886年12月7日)
- 13) 「旧長野県立学校」『史資料』第三冊巻九「郷学」三八六頁
- 14) 『史資料』第一冊「日本教育史資料調査報告」
- 15) 『史資料』第一冊「緒言」
- 16) 「三浦郡浦賀町郷学校」『史資料』第三冊巻九「郷学」三五七頁
- 17) 「旧鳥山藩領愛甲郡厚木町学校」『史資料』第三冊巻九「郷学」三四八-三四九頁
- 18) 「南多摩郡小野路村郷学校」『史資料』第三冊巻九「郷学」三六五頁
- 19) 小野郷学については、すでに自治体史、自治体教育史をはじめとした先行研究により多くの史料が見つまっている。例えば、町田市史編纂委員会 (1976) 『町田市史 上巻』町田市, 東京都町田市教育委員会 (1988) 『町田市教育史 上巻』東京都町田市教育委員会, 同 (1992) 『町田市教育史 史料編』などがある。中でも『町田市史資料集』の第一集の「明治初期の教育資料—小野郷学・初期小学校関係—」には多くの史料が収録されている。坂根義久 (1974) 「民営郷学校の一考察—とくに小野郷学について—」東京教育大学付属駒場中等高等学校研究係『研究報告』13号, 1-19頁は代表的な先行研究である。本論文においては、先行研究の蓄積を踏まえ、『史資料』の記述と実際の史料から読み取れることとを比較検討したい。
- 20) 前掲坂根 (1974) 5頁
- 21) 前掲「南多摩郡小野路村郷学校」
- 22) 「小野郷学解体御届」明治六年第三月, 前掲『町田市史資料集』第一集, 165頁
- 23) 「郷校趣意書」明治五年五月, 前掲『町田市史資料集』第一集,

162-164頁

- 24) 「三科分級書目」『学校興立諸控』明治四年、前掲『町田市史資料集』第一集、147-148頁
- 25) 東岸郷学校の歴史については森田智幸（2010）「『学制』以前に設立された『郷学』における中等教育レベルの教育課程の構想」教育史学会紀要『日本の教育史学』第53集、4-16頁を参照。
- 26) 『建学記全』横須賀市立中央図書館蔵（M教育1）以下、『建学記』とする。『建学記』の一部は『新横須賀市史』資料編近代1にも翻刻されている。
- 27) 前掲森田（2010）は東岸郷学校を対象として神奈川県の小学校教則による教育課程の分化の歴史を描いている。
- 28) 三角家による東陽招聘に関する事情は高野修「解説」藤沢市教育文化センター編『藤沢市教育史』史料編第五卷（藤沢市教育委員会、1997）21頁-56頁所収に詳しい
- 29) 小笠原東陽『耕余第六集』前掲藤沢市教育文化センター編『藤沢市教育史』史料編第五卷に読み下して保存されている。
- 30) 「高座郡羽鳥村郷学校」『史資料』第三冊巻九「郷学」三五―一頁
- 31) 「学制頒布前学舎設立御届」前掲『藤沢市教育史』史料編第五卷、3頁
- 32) 「旧弘前藩内東奥義塾」『史資料』第三冊巻九「郷学」四〇―一―四〇四頁
- 33) 前掲石川（1927）
- 34) 前掲津田秀夫（1978）
- 35) 教育史研究における「第三種郷学」論争は、久木らが先行研究の整理と事例分析を通して、「郷学」を「封建的遺物」でしかないと結論付け、一応の決着を見ている。久木幸男・山田大平（1989）「郷学福山啓蒙所の一考察」『横浜国立大学教育紀要』第29号、1-29頁
- 36) 佐藤学（1996）の提起する「近代化」の筋道を多元化し複数化するという方法は示唆に富む。佐藤学（2006）は「公教育」概念を、近代市民社会が用意した教育と文化の公共圏における共通教養の教育と定義し、日本では身分と職業を超えていること、藩校と寺子屋、漢学と皇学と洋学などの文化混交であることの2つの条件で示している。本稿で見た事例は、身分を超えようとし、また、混交の教育内容の機会を用意した実践であり、佐藤の定義における「公教育」の実践ととらえることができる。佐藤学（1996）「教育史像の脱構築へ」藤田英典他編『教育史像の再構築』教育学年報6、世織書房、117-141頁、佐藤学（2005）「『義務教育』概念の歴史的位相―改革のレトリックを問い直す―」『教育学研究』第72巻4号、432-443頁